

発行者情報

- 【表紙】
- 【公表書類】 発行者情報
- 【公表日】 2020年10月30日
- 【発行者の名称】 株式会社やまぜんホームズ
(YAMAZEN HOMES CO., LTD.)
- 【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 兼 最高経営責任者 前野 一馬
- 【本店の所在の場所】 三重県桑名市多度町下野代 900 番地
- 【電話番号】 (0594)48-5224 (代表)
- 【事務連絡者氏名】 取締役副社長執行役員 澤田 博明
- 【担当 J-Adviser の名称】 フィリップ証券株式会社
- 【担当 J-Adviser の代表者の役職氏名】 代表取締役 下山 均
- 【担当 J-Adviser の本店の所在の住所】 東京都中央区日本橋兜町 4 番 2 号
- 【担当 J-Adviser の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】 <https://www.phillip.co.jp/>
- 【電話番号】 (03)3666-2101
- 【取引所金融商品市場等に関する事項】 東京証券取引所 TOKYO PRO Market
振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号
株式会社やまぜんホームズ
<http://www.yamazen-k.co.jp/>
株式会社東京証券取引所
<https://www.jpx.co.jp/>
- 【公表されるホームページのアドレス】
- 【投資者に対する注意事項】
- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
 - 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
 - 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所

金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。

- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第16期	第17期	第18期
会計期間	自 2017年8月1日 至 2018年7月31日	自 2018年8月1日 至 2019年7月31日	自 2019年8月1日 至 2020年7月31日
売上高 (千円)	6,681,859	6,710,233	6,360,184
経常利益又は経常損失(△) (千円)	61,387	△85,512	18,830
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	41,963	△109,648	17,469
資本金 (千円)	57,500	57,500	57,500
発行済株式総数 (株)	1,610,000	1,610,000	1,610,000
純資産額 (千円)	482,025	372,376	389,846
総資産額 (千円)	3,520,903	3,218,804	3,938,062
1株当たり純資産額 (円)	299.39	231.28	242.14
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当 期純損失(△) (円)	26.06	△68.10	10.85
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	13.7	11.6	9.9
自己資本利益率 (%)	9.1	—	4.5
株価収益率 (倍)	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	466,360	103,690	△160,266
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△97,161	△88,048	△298,721
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△509,601	△216,305	1,027,992
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	394,228	193,564	762,568
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	157 (82)	171 (125)	177 (143)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については掲載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、非連結子会社が2社存在しておりますが、利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性が乏しいため記載しておりません。

4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
5. 第17期の自己資本利益率については、当期純損失のため記載しておりません。
6. 株価収益率について、取引実績がなく株価算定できないため、記載しておりません。
7. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
8. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
9. 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第17期の期首から適用しており、第16期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。
10. 第18期より、従来、売上高として計上していた外注協力金を売上原価のマイナスとして処理する方法に変更しており、第17期については当該会計方針の変更を反映した遡及修正後の数値を記載しております。

2【沿革】

当社の前身は1978年12月に前野一馬が個人営業にて建築リフォーム業を目的として創業した「やまぜん開発（個人事業）」であります。その後、1987年4月に株式会社やまぜん開発（以下「㈱やまぜん開発」）を設立し、一般建築、土木、不動産、建売住宅へと事業を拡大。注文住宅のノウハウを学んだ後、注文住宅が事業の中核事業となったことから、さらなる事業拡大を目的として当社を設立しました。

当社を含めた当社の沿革は以下のとおりです。

年月	事項
2003年6月	㈱やまぜんホームを資本金10,000千円で設立
2003年9月	㈱やまぜんホームから、㈱やまぜんホームズへ商号変更
2003年10月	一般建設業許可取得
2007年2月	宅地建物取引業免許取得
2007年8月	一級建築士事務所登録
2012年4月	介護事業部を開設
2012年12月	愛知県みよし市に愛知営業所(Yesta!愛知)を開設
2013年5月	三重県鈴鹿市に鈴鹿営業所(Yesta!鈴鹿)を開設
2013年8月	岐阜県大垣市の大垣中日ハウジングセンター内に大垣展示場を開設
2014年3月	三重県桑名市多度町にグループホーム「マミーハウス介護センター」を開設
2014年4月	愛知県名古屋市中区の黒川中日ハウジングセンター内に黒川東展示場を開設
2015年4月	三重県津市の中日新聞津ハウジングセンター内に津展示場を開設
2015年11月	三重県桑名市の中日新聞桑名ハウジングセンター内に桑名展示場を開設
2016年3月	㈱やまぜんホームズが株式会社ハウストゥとフランチャイズ加盟契約を締結
2016年5月	㈱Inspire Japanを㈱やまぜんホームズが吸収合併。当社に飲食事業部を新設
2016年9月	三重県津市に津営業所(Yesta!津)を開設
2016年11月	三重県四日市市に「ハウストゥ!家・不動産買取四日市松本街道店」を開設、「ハウストゥ!四日市松本街道店」を開設(㈱アプロワールドが運営)
2017年1月	滋賀県湖南市に湖南営業所(Yesta!コナン)を開設
2017年3月	東京証券取引所 TOKYO PRO Market(証券コード:1440)へ株式上場 名古屋市港区に「だるまうなぎ金城ふ頭店」を開設
2017年10月	愛知県半田市のナゴヤハウジングセンター半田会場内に半田展示場を開設
2017年11月	三重県明和町の中日新聞伊勢・明和ハウジングセンター内に伊勢・明和展示場を開設
2018年1月	愛知県名古屋市中区に名古屋本社を開設
2018年10月	三重県名張市のABCハウジング名張住宅公園内に名張展示場を開設
2019年1月	滋賀県草津市のABCハウジング草津住宅公園内に草津展示場を開設
2020年3月	滋賀県彦根市の彦根ベルロード住宅博内に彦根展示場を開設
2020年5月	黒川東展示場を春日井展示場に移転リニューアル
2020年5月	鈴鹿ショールームを鈴鹿展示場に拡大移転リニューアル
2020年7月	三重県鈴鹿市にユニテハウス鈴鹿を開設

3【事業の内容】

当社は、『住む事と食べる事による幸せ作りを通じて社会貢献する』を企業理念として掲げております。また、経営方針として下記5条を掲げております。

- ・ お客様へ喜びと満足を提供します
- ・ 時代、環境に変化に即応します
- ・ 社員の個性、能力を活かし、やりがいのある会社を実現します
- ・ 地域で存在感のある、信頼される会社を目指します
- ・ 適正利益と適正規模でバランス経営を目指します

その中で、当社の主力事業である「戸建住宅事業」は「十年先もお宅でお会いしましょう」という事業理念を掲げて、お客様との信頼関係を大切にしている営業を展開し、お客様目線での住宅の提供をしています。また、「飲食事業」は、戸建住宅事業との相乗効果を図りながら健康な食生活の提供をめざしサービスを提供しております。その他に、「その他事業」として、グループホーム等(介護事業)の運営等を行っております。

なお、セグメントとの関連は次のとおりであります。

セグメント	区分	事業内容
戸建住宅事業	(1) 注文住宅業務	注文住宅の企画、設計、販売、施工、監理
	(2) 分譲住宅業務	新築分譲住宅の施工、販売
	(3) 不動産開発・販売業務	住宅用土地等の販売
飲食事業	(1) 自社店舗運営業務	和食店舗等の運営
その他事業	(1) 介護施設運営業務	グループホーム等の運営
	(2) その他兼業業務	その他事業の運営

<戸建住宅事業>

当社は東海3県(愛知県・岐阜県・三重県)と湖南省(滋賀県)を主たる商圏とし、注文住宅の企画、設計、販売を中心に事業を展開しております。それらの地域における注文・分譲住宅の販売棟数は、創業以来、期末日現在で約2,000棟の実績があります。

(1) 注文住宅業務

当社の注文住宅は、お客様のライフスタイルや価値観に合わせて、コンセプト別に企画商品を提供しているのが特徴です。

①わかりやすい価格と品質をコンセプトとした商品 ～ 安心オーダー ～

「選べる楽しさとフリープランの住まい」をコンセプトとした当社の主力商品です。基本プラン延べ面積32坪範囲内なら間取りを自由に設計でき、カーテンや照明、オール電化の設備等を含む建物全体の販売価格が1,680万円(税別、付帯工事費含む)のプランです。一般的に注文住宅では、標準仕様と金額を提示されますが、お客様の希望により設計変更やオプションを追加した場合等はそれに応じた料金が発生し、希望予算をオーバーしてしまうこともあります。注文住宅では、非常に多くの設計や仕様をお客様自身で決める必要があるため選択肢が複雑化し、悩まれるお客様も多くいらっしゃいます。当社の「安心オーダー」は、このような注文住宅のわかりにくい部分である価格設定等を気にせずにプランニングできる、明朗明解さが特徴となっております。また、このプランには耐久性能、耐震・耐火性能、省エネ性能に優れた工法を選択できるオプションプランもあることで、多様なお客様のニーズに対応できる強みがあります。

②営業所の展開

春日井市、半田市(いずれも愛知県)、大垣市(岐阜県)、桑名市、津市、名張市、鈴鹿市、明和町(いずれも三重県)、草津市、彦根市(滋賀県)の10箇所のハウジングセンターに展示場をオープンしております。また、「家づくりのことがもっと知りたい」、「土地のこと、ローンのことなどを相談したい」というお客様のニーズに応えるため、桑名市、津市(いずれも三重県)、愛知県みよし市、滋賀県湖南省に営業所「Yesta! ショールーム」を開設しております。

お客様の満足度向上を図るため、住宅の引渡し後に5回の無料点検(3ヶ月、1年、2年、5年、10年)を実施するほか、年1回のお客様感謝祭を開催しております。

Yesta! 本社ショールーム (三重県桑名市)	半田展示場 (愛知県半田市)	伊勢・明和展示場 (三重県明和町)	名古屋本社 (名古屋市中区)
			

(2)分譲住宅業務

当社の分譲住宅業務は、当社で分譲用地を仕入れ、お客様に分譲住宅及び建築条件付宅地の販売を行っております。

(3)不動産開発・販売業務

当社の不動産開発・販売業務は、店舗用地・工場用地・倉庫用地・ロードサイド店舗等の居抜物件・分譲マンション用地・テナント用地等の事業用地等仕入とコンサルティング等、不動産の仲介業務も行っております。

<飲食事業>

当社は、戸建住宅事業との相乗効果を図りながら健康な生活を送るため、三重県・愛知県・岐阜県に自社ブランド店4店舗の運営を行っております。

自社ブランドとして、各種懐石料理を提供する「宙乃台所(そらのだいどころ)」をいなべ市(三重県)、海津市(岐阜県)で2店舗展開しております。また、各種うなぎ料理を提供する「だるまうなぎ」を桑名市(三重県)、名古屋市港区で2店舗展開しております。

宙乃台所大安店
(三重県いなべ市)



宙乃台所海津店
(岐阜県海津市)



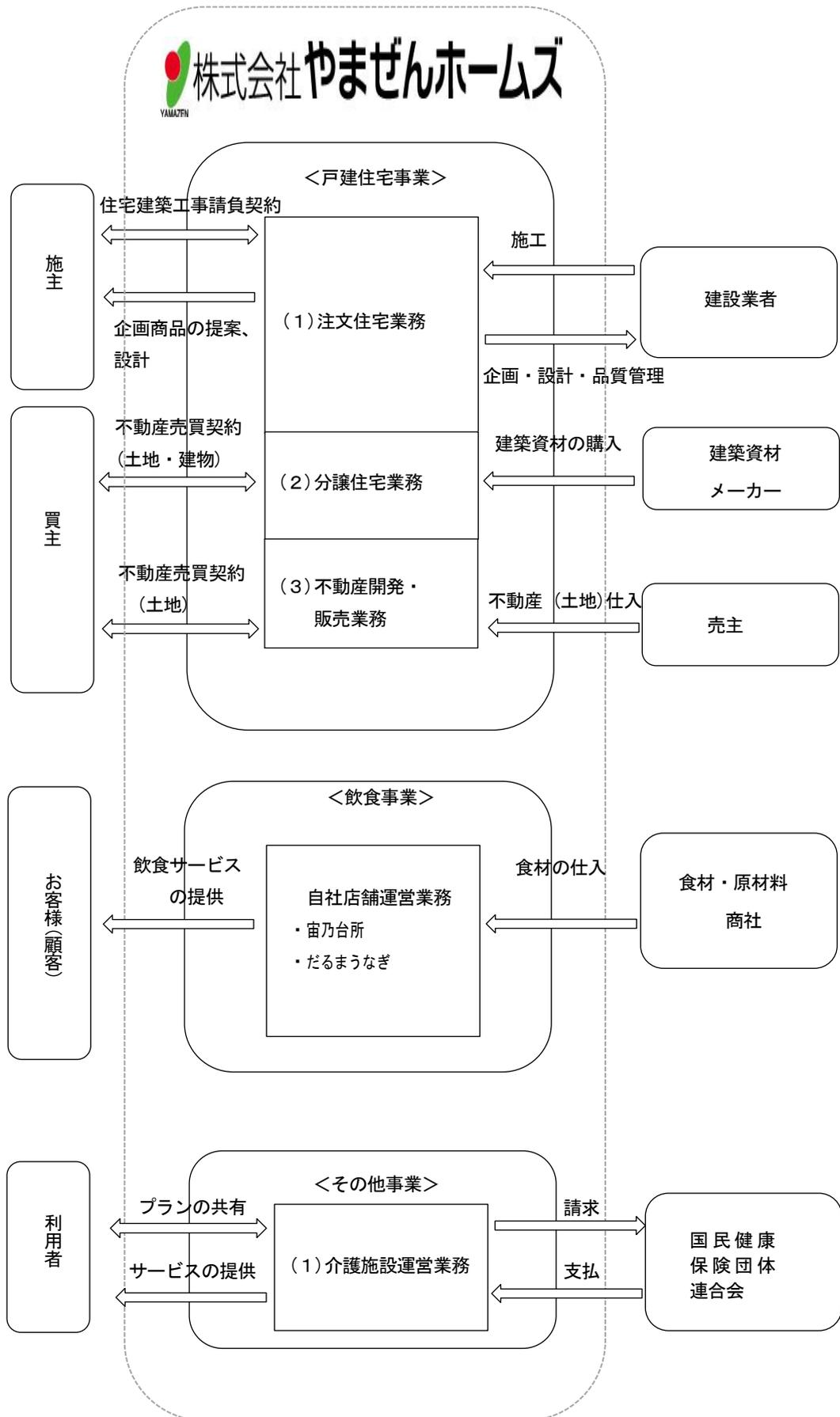
だるまうなぎ多度本店
(三重県桑名市)



<その他事業>

その他事業としまして、主に介護施設運営業務を行っております。当社では認知症対応型・共同生活介護施設として「マミーハウス介護センター」(三重県桑名市)、「グループホームつばめ」(三重県三重郡川越町)、「グループホームゆのやま」(三重県三重郡菟野町)の3施設を運営しています。

以上の説明を事業系統図によって示すと次のようになります。



4【関係会社の状況】

該当事項ありません。

5【従業員の状況】

(1)提出会社の状況

2020年7月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数	平均年間給与(千円)
177(143)	39	4年3ヶ月	4,944

セグメントの名称	従業員数(名)
戸建住宅事業	123(14)
飲食事業	17(91)
その他事業	24(32)
全社(共通)	13(6)
合計	177(143)

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含む。)は、年間の平均人員(1日8時間)を()外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。

3. 従業員数が前期末に比して増加しておりますが、業容拡大に伴う採用の増加によるものであります。

(2)労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあります。このところ持ち直しの動きがみられます。先行きにつきましては、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを段階的に引き上げていくなかで、各種政策の効果もあって、持ち直しの動きが続くことが期待されますが、感染症が内外経済に与える影響に十分注意する必要があります。また、令和2年7月豪雨等の経済に与える影響や金融資本市場の変動に十分留意する必要があります。

このような経済情勢の中で当社の主力事業となる住宅建設業界におきましては、全体では減少傾向となっており、国土交通省が公表している令和元年度計（2019年4月から2020年3月）の建築着工統計調査報告（2020年4月30日公表）によりますと令和元年計の新設住宅着工戸数の全体では883,687戸で前年度比7.3%減となり、昨年度の増加から再びの減少となりました。しかし、一戸建住宅におきましては146,154戸となり前年度比0.9%増で5年連続の増加となりました。

また、最新の新設住宅着工戸数の月次報告（2020年6月）におきましては、全体で71,101戸となり持家、貸家及び分譲住宅が減少したため、全体で前年同月比12.8%の減少となりました。一戸建住宅におきましても11,658戸で前年同月比11.0%減となり7ヶ月連続の減少となりました。

このような状況の下で、当社は「住む事と食べる事による幸せ作りを通じて社会貢献する」を企業理念に掲げて住宅事業を中心に生活の基本的な要素となる衣食住のうち、住と食に関する事業を展開しております。

当事業年度におきましては、戸建住宅事業および飲食事業は、2019年10月1日からの消費税の増税や世界的な大流行となった新型コロナウイルス感染症による感染被害とこれに伴う東京オリンピックの開催延期、さらには九州、中部、東北の広範囲に甚大な被害をもたらした令和2年7月豪雨などにより極めて厳しい環境となりましたが、戸建住宅事業におきましては、積極的な事業拡大を展開し、2020年3月には滋賀県では3店舗目となる彦根展示場（滋賀県彦根市）を新規出店し、2020年5月には愛知県では黒川東展示場（愛知県名古屋市区北）から春日井展示場（愛知県春日井市）へ移転リニューアル、三重県では、鈴鹿ショールーム（三重県鈴鹿市）をショールームから展示場へ拡大のため、鈴鹿展示場（三重県鈴鹿市）へ移転リニューアルを実施致しました。また、戸建住宅事業の新業態と致しましてクリエイイト礼文とのフランチャイズ契約により2020年7月にユニテハウス鈴鹿（三重県鈴鹿市）を新規出店致しました。

また、介護事業では、2019年12月にグループホームゆのやま（三重県三重郡菟野町）を1ユニットから2ユニットへ増床移転を実施しました。

新型コロナウイルス感染症の影響によって人も企業もこれまでのライフスタイルが大きく様変わりし、大都市圏へ一極集中だった傾向から地方への関心が高まりテレワークや在宅勤務などの新しい働き方や転勤制度の廃止、企業においては、人が密集することに対するリスク回避や高いオフィス賃料などコスト削減の環境として大都市圏でのオフィス規模縮小、郊外や地方へ拠点を移転するニーズが高まりつつあります。

当社の戸建住宅事業におきましては、これらの変化を商機と考へて都市圏から地方への移住やマンションから一戸建への住替え需要、さらに豪雨、洪水、地震などの災害に強い新築住宅やリフォームのご提案、本社や工場、倉庫の移転や増設にともなう事業用地の仕入、物件仲介など需要を的確にとらえて、お客様のニーズに適したベストなご提案と新商品をご提供し、拡大した新店舗のみならず既存店舗も総力を挙げて全社で取り組み、今後さらなる事業の発展・拡大に努める所存であります。

また、飲食事業におきましては、新型コロナウイルス感染症に対抗するための免疫力強化や体力向上など健康への関心が高まるなかで、食を通じた健康と幸せづくりに貢献できるメニューや新商品さらには、新業態の開発に努めて参ります。

これらの結果、売上高は6,360,184千円（前期比5.2%減）、営業利益20,353千円（前期は営業損失83,666千円）、経常利益18,830千円（前期は経常損失85,512千円）、当期純利益17,469千円（前期は当期純損失109,648千円）となりました。

なお、当事業年度より、従来、売上高として計上していた外注協力金を売上原価のマイナスとして処理する方法に変更しており、当該会計方針の変更を反映した遡及修正後の数値で比較分析を行っております。

セグメント別の業績の概要は、次のとおりであります。

<セグメント別の業績の概要>

① 戸建住宅事業

戸建住宅事業では「十年先もお宅でお会いしましょう。」を事業理念として新築から10年、20年、さらにその先まで充実のアフターサービスでご購入後もお客様を大切に、安心・安全の住まいを通じた本当のおつきあいを目指しております。その取り組みの一つとして毎月第1日曜日に開催しております「ぱくっとまるわかりバスツアー」では基礎、構造、完成までの工程を全てご覧頂き、実際の現場を確かめて頂けることで大変好評頂いております。

また、ご購入後は、毎年1回「オーナーズ感謝祭」等のイベントを開催してオーナー様との交流を大切にしております。

当事業年度は、新型コロナウイルス感染症の影響によって春先からこれらのイベントの開催が中止となりましたが、これまでの販売活動の振返り、見直しの良い機会となりました。リニューアルした自社ホームページをさらに活用して「在宅VR見学会」および完全予約制の「オンライン家づくり相談会」の開催やブログ活用の見直しにより積極的な情報発信などの改善を行いました。これまで展示場へのご来場やバスツアーによる住宅の実物をご覧頂きながらの対面営業を重視してきましたが、さらにITの活用による営業強化を図ることで広告宣伝費等のコストを圧縮しながらも効果的な営業活動にも注力し、リアルとバーチャルの両面で営業力の充実を図ることで情報の発信と販売活動の強化を行ってまいります。

注文住宅事業におきましては、各住宅展示場では、高品質な注文住宅を低価格でお値打ちとご好評頂いております『安心オーダー住宅』を中心とした販売活動を行ってまいりました。当事業年度は、彦根展示場の新規出店とリニューアル移転の春日井展示場および鈴鹿展示場の開店により販売拠点の強化が図られました。また、フランチャイズ契約によって新規出店したユニテハウス鈴鹿では、デザイン性とコストパフォーマンスの高い箱型の規格住宅「ユニテハウス」によって商品ラインナップの充実と販売拠点の拡大を図りました。

分譲住宅事業におきましては、住宅展示場を中心とした当社の営業エリアから駅近などの優良な分譲用地物件の仕入を行って、ニーズの高い分譲物件の確保に努めて参りました。

不動産事業におきましては、三重県および愛知県の事業用地を中心とした仕入と販売、仲介に努めてまいりました。

これらの結果、売上高合計は5,807,435千円（前期比4.1%減）、セグメント利益は76,574千円（前期はセグメント損失49,482千円）となりました。

なお、当事業年度より、従来、売上高として計上していた外注協力金を売上原価のマイナスとして処理する方法に変更しており、当該会計方針の変更を反映した遡及修正後の数値で比較分析を行っております。

② 飲食事業

飲食事業では、大安宙乃台所（三重県いなべ市）、海津宙乃台所（岐阜県海津市）、だるまうなぎ多度本店（三重県桑名市）、だるまうなぎ金城ふ頭店（名古屋市港区）の4店舗を運営しております。

当事業年度は、新メニューの開発や地域に密着した店舗立地を生かした営業に注力してまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急事態宣言による休業要請により時短営業や営業自粛を行いました。

これらの結果、売上高合計は371,084千円（前期比23.5%減）、セグメント損失は41,200千円（前期はセグメント損失20,797千円）となりました。

③ その他事業

その他事業は、主に介護事業でマミーハウス介護センター（三重県桑名市）、グループホームつばめ（三重県三重郡川越町）、グループホームゆのやま（三重県三重郡菟野町）の3施設を運営しております。当社の介護事業は、認知症対応型共同生活事業所を専業に運営しております。

当事業年度は、2019年12月に老朽化したグループホームゆのやま（三重県三重郡菟野町）の施設の充実と拡大を目的に新築移転いたしました。旧施設は、賃貸物件による運営でしたが、主力事業の強みを生かして新築の自社物件による運営となりました。

これらの結果、売上高合計は181,664千円（前期比8.4%増）、セグメント損失は15,020千円（前期はセグメント損失13,386千円）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

第18期事業年度(自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は762,568千円（前期比569,004千円増加）となりました。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下の通りであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により使用した資金は、160,266千円となりました。これは主に、仕入債務の減少額175,802千円、販売用不動産の増加額136,116千円があった一方、未成工事支出金の減少額141,442千円等によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により使用した資金は、298,721千円となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出259,855千円等によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により獲得した資金は、1,027,992千円となりました。これは主に、長期借入れによる収入1,337,400千円等によるものです。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1)生産実績

当社が営む事業では、生産実績を定義することが困難であるため、生産実績は記載していません。

(2)受注状況

第18期事業年度の受注状況は、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(千円)	前期比(%)	受注残高(千円)	前期比(%)
戸建住宅事業	5,374,693	91.0	3,570,700	90.9
合計	5,374,693	91.0	3,570,700	90.9

(注)1. 金額は販売予定価格によっております。

2. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

3. 飲食事業及びその他事業につきましては、受注の形態をとらないため記載を省略しております。

(3)販売実績

当事業年度の販売実績をセグメント別に示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	前事業年度 (自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)		当事業年度 (自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)	
	販売高(千円)	前期比(%)	販売高(千円)	前期比(%)
戸建住宅事業	6,057,409	100.4	5,807,435	95.9
飲食事業	485,198	98.9	371,084	76.5
その他事業	167,626	102.3	181,664	108.4
合計	6,710,233	100.4	6,360,184	94.8

当事業年度より、従来、売上高として計上していた外注協力金を売上原価のマイナスとして処理する方法に変更しており、当該会計方針の変更を反映した遡及修正後の数値で比較分析を行っております。

3 【対処すべき課題】

当社がさらに成長していくために取り組む課題は以下の通りです。

(1) 主力事業である戸建住宅事業の収益体制の確立

住宅市場において新設着工戸数は減少の一途であり、当社の主力である注文住宅市場に注力し市場シェアを拡大することが最優先と考えます。

具体的には以下を重点課題として取り組んでまいります。

a 事業エリアの拡充

注文住宅市場のシェア拡大のため、主力である三重北部の営業体制の強化を図ります。ショールームから展示場へと拡大した鈴鹿展示場（三重県鈴鹿市）を拠点とし、顧客から高評価をいただいている「安心オーダー住宅」の更なるシェア拡大を狙うと共に、クリエイト礼文のフランチャイズ契約により新規出店したユニテハウス鈴鹿（三重県鈴鹿市）のデザイン性とコストパフォーマンスの高い箱型規格住宅により、当社の顧客層として薄かった20代の若い世帯を獲得する狙いです。

b 営業体制の強化

営業支援システムを導入し、個人の能力やノウハウに過度に頼らない営業体制を構築します。営業行動や消費者のニーズを定量定性の両面から捉え科学的に分析し、当社が長年培ってきた強みと相応させることにより、マネジメントの強化と若手営業社員の早期育成を実現します。

また、非対面型営業体制の確立に向けて「在宅VR見学会」や「オンライン家づくり相談会」の開催はもちろん、ホームページやSNSを活用したオウンドメディアの強化とWEBマーケティングを推進し、当社の商品性を消費者に認めていただけるよう差別化を図ります。

(2) 経営基盤の強化

a 内部統制の強化

企業の継続的発展を図るために、内部統制の行き届いた管理体制を強化していく必要があると認識しております。そのため、当社の定める内部統制基本方針の遵守及びコンプライアンス最優先の企業経営に努めてまいります。

b 財務管理体制の健全化

当社の資金調達には、主に分譲用地等の開発に関わるプロジェクト資金によるものであります。安定した資金調達を実施するために好立地な用地の仕入の強化と適正な在庫管理を実施することで資金の安定化を図ってまいります。

c 原価管理体制の強化

当社の主要な原価は材料費と外注費であります。徹底したコストダウンを図るために材料仕入価格の交渉、外注管理の徹底と工期の短縮、設計・施工技術の高度化を図ることで生産性を向上し、利益確保に努めてまいります。

(3) 新たな事業への取り組み

当社は、これまで戸建住宅事業から、飲食及び介護へ事業展開してまいりました。これらは当社の企業理念である「住む事と食べる事による幸せ作りを通じて社会貢献する」に基づいて展開してきた結果であります。今後も「住」と「食」を中心とし、外部環境の変化を踏まえた上で、新たな事業への取り組みを積極的に進めてまいります。

4【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開に関してリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。

当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、以下の事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。また、文中の将来に関する事項は、当事業年度末日現在において当社が判断したものであり、実際の結果とは異なる可能性があります。

<全事業共通>

(1) 複数の事業を展開していることについて

当社は、複数の事業を展開することによって、事業リスクを分散し、収益機会を上げることができると考えており、今後も新規事業に積極的に進出してまいります。しかし、既存事業において収益見通しによっては売上高を一時的に縮小したり、事業から撤退したりする可能性があります。そのため、事業別の売上高構成や主力事業が変更される可能性があり、事業内容の変更に伴って当社の属する業界や当社の業績に重要な影響を与える可能性のある外部要因の範囲も変化する可能性があります。

(2) 人材の確保・育成について

当社では、人材が重要な経営資源と考えており、事業の拡大に向け優秀な人材の確保が重要な課題となります。今後、計画通りに採用が進まなかった場合においては、事業展開が計画通りに進まず、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(3) 特定地域に対する依存等について

当社は三重県、愛知県、岐阜県、滋賀県で事業展開を行っておりますが、地震等の災害が発生し、本社社屋及び営業所の損壊などによる営業の一時停止や、道路網の寸断、交通制御装置の破損等により事業の運営が困難になった場合、あるいは同地域に特定した経済的ダメージが発生し経済環境が悪化した場合には、修繕の必要性や、多額の費用が発生する可能性があり、当社の財政状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。また、同地域において人口減少により居住世帯数が減少した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 自然災害等によるリスク

大規模な地震や台風等の自然災害が発生した場合、被災した当社の建築現場の補修、お客様の建物の点検、自社保有設備の修理に加え、被災したお客様への支援活動などにより、多額の費用が発生する可能性があります。また、社会インフラの大規模な損害で建築現場の資材などの供給が一時的に途絶えることで、工事着工・工事進捗に影響が生じ、当社の財政状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 大株主及び当社代表取締役社長について

当社の代表取締役社長前野一馬は、当社の創業者及び経営の最高責任者であり、前野一馬の資産管理会社である株式会社フロンティアとあわせて、当事業年度末日現在、当社株式を実質的に61.5%所有する大株主であるとともに、経営においても重要な役割を担っております。当社では、過度な依存を回避すべく、会議体での重要な意思決定の徹底、組織としての管理体制の強化、マネジメント層の採用・育成を図っておりますが、現時点において当該役員に対する依存度は高い状況にあるといえます。そのため、何らかの理由により同氏が当社の経営を行うことが困難な状態となり、また、後任となる経営層の採用・育成が進展していなかった場合には、当社の財政状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。尚、大株主である前野泰広、前野圭亮は代表取締役社長前野一馬の親族であり、前野一馬、株式会社フロンティア、前野泰広、前野圭亮の持分を合計すると、当社株式の99.4%となります。

(6) 個人情報等の管理について

当社では、物件を購入又は購入の検討をいただくお客様をはじめとする様々な個人情報を取り扱っております。これらの情報管理については、規程の整備や社員等への周知徹底に努めております。しかしながら、不測の事態によって個人情報が漏洩した場合には、当社の社会的信用が低下し、またその対応のための費用が発生し、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(7) 有利子負債への依存について

当社の事業には多額の投資が必要であり、当社は、これら投資資金の大部分を金融機関からの借入金に依存してきました。当事業年度末における当社の総資産に占める有利子負債の割合は 61.4%、支払利息及び社債利息は 33,769 千円となっております。今後の金利変動によっては、支払利息の負担が増加して財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

(8) 配当政策について

当社では、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けています。しかしながら、現状において当社は成長拡大の過程であると考えており、経営基盤の強化及び積極的な事業展開のために内部留保の充実を図り、財務体質の強化と事業拡大に向けた投資に充当するため配当を実施していません。将来的には、経営成績及び財政状態を勘案しながら配当を検討する方針ではありますが、配当の実施及びその時期等については現時点では未定であります。

(9) 訴訟等について

当社は、現段階において業績に重大な影響を及ぼす訴訟を提起されている事実はありません。しかしながら、当社が販売する住宅において、瑕疵等の発生、工事期間中における近隣からのクレーム、介護サービスにおける事故等が発生した場合、これらに起因する訴訟やその他の請求が発生する可能性があります。これらの訴訟等の内容によっては、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(10) 新型コロナウイルス感染症の影響について

新型コロナウイルス感染症の拡大とそれに伴う経済活動の制約は依然として先行き不透明な状況にあります。当社では、屋内での三密回避、「在宅VR見学会」および完全予約制の「オンライン家づくり相談会」の開催等、感染防止と拡大防止に向けた取り組みを強化しておりますが、当社において集団感染等が発生した場合や国内経済が長期に停滞した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

戸建住宅事業

(1) 法的規制について

当社が行っております戸建住宅事業(注文住宅業務、分譲住宅業務、不動産販売業務)は、「建設業法」に基づいた建設業者としての許可を受けております。また、宅地建物取引業者として、「宅地建物取引業法」に基づく免許を取得し事業を行っております。

許可名	番号	有効期限	取消条項
一般建設業許可	国土交通大臣許可 (般-27)第 23752 号	自 2015 年 10 月 13 日 至 2020 年 10 月 12 日	建設業法第 3 条
宅地建物取引業免許	国土交通大臣 (2)第 7429 号	自 2017 年 2 月 10 日 至 2022 年 2 月 9 日	宅地建物取引業法 第 66 条及び第 67 条

当社の申請が基準に適合しない場合や、事業活動において違反行為が生じた場合には、営業の停止又は許可の取消という行政処分が下される恐れがあり、万が一、当該基準に抵触するようなことがあれば、事業活動に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 景気動向や不動産市況の影響について

当社の事業は、景気動向、金利動向、及び地価動向によって購買者の購入意欲や需要動向に影響を受けやすいため、景気の先行き悪化や大幅な金利の上昇、地価の上昇及び下落、の動向に大きく左右される傾向があります。そのため、これらの動向次第では当社の業績に影響を与える可能性があります。

(3) 不動産関連税制の変更について

将来において、不動産関連税制が変更された場合に、不動産取得・売却時のコストの増加、また住宅購入顧客の購買意欲減退等により、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 住宅瑕疵担保責任保険について

「住宅の品質確保の促進等に関する法律」により、住宅供給者は新築住宅の構造上主要な部分及び雨水の浸水を防止する部分について 10 年間の瑕疵担保責任を負っております。当社は、販売した物件に意図せざる瑕疵が生じた場合に備えるため、住宅瑕疵担保責任保険に加入しておりますが、販売件数の増加に伴い、当社の品質管理に不備が生じた場合には、クレーム件数の増加や保証工事の増加等により、賠償額がかかる住宅瑕疵担保責任保険の補償金額を上回る可能性があります、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 不動産在庫リスクについて

当社は、住宅建設用地を仕入れ、造成・開発を行い、分譲地として販売しておりますが、景気動向、金利動向、地価動向及び税制等の急激な変化等に伴い、当社の販売計画の遂行が困難となり、分譲地在庫の増加、造成・開発期間の遅延及び棚卸資産の評価損が発生する可能性があります、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(6) 建築資材・人件費等の高騰に関するリスクについて

建築資材・人件費等の高騰は仕入価格や工事原価の上昇を招きますが、それらの上昇価格を販売価格に転嫁できない場合は、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 土壌汚染について

土地の所有者等は「土壌汚染対策法」により、法令の規定によって特定有害物質による土壌汚染の状況の調査、報告及び汚染の除去等の措置を命ぜられることがあります。当社では住宅建設用地の取得の際に、土壌汚染の状況について事前に全てを認識できないことや土壌汚染が発見されても、売主がその瑕疵担保責任を負担できないことがあります。そのため、取得した用地に土壌汚染が発見された場合、当初の事業スケジュールの変更や追加費用の発生等により、当社の業績に影響を与える可能性があります。

飲食事業

(1) 法的規制について

当社は、「食品衛生法」に基づき、所管保健所から飲食店営業許可を取得し、すべての店舗に食品衛生管理者を配置しております。また、各店舗では、店舗運営マニュアルに基づき衛生や品質に対する管理を徹底しております。しかしながら、万が一、食中毒等が発生した場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

また、「食品衛生法」の他、「食品循環資源の再生利用等に関する法律」、「健康増進法」等の法的規制があります。これらの法的規制が強化され、その対応のため新たなコストが発生した場合には、当社の業績に影響を受ける可能性があります。

(2) 食材の調達・価格の高騰について

当社は、店舗で使用する食材について食材卸業者を通じて、また、飲食については主に飲料専門の卸業者を通じて仕入しております。しかしながら、仕入業者がなんらかの理由により、食材や飲料を調達できなくなった場合、食材価格の大幅な高騰があった場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

その他事業（介護事業）

（１）法的規制について

介護保険法は施行後５年に一度法律全般が改定され、また、３年に一度介護報酬改定が行われることになっております。今後当社にとって不利な法令や介護報酬の改定があった場合、当社が現在行っている介護事業の活動に支障をきたし、当社の業績に影響を与える可能性があります。

（２）介護事業の業界環境について

介護保険制度は、2000年４月の施行以来、在宅サービスを中心にサービス利用者が急速に拡大する中で、老後の安心した生活を支える仕組みとして定着してきました。また、少子高齢化が進むなかで、今後も介護サービスの利用者は増加基調が続くと予想されます。このため、介護関連ビジネス市場は今後も拡大が予測される一方で、他産業に比べて参入障壁が低いことから、医療法人や社会福祉法人といった非営利法人だけでなく、株式会社等の営利法人も参入しております。このような業界環境のため今後競争激化がした場合、当社の業績に影響を受ける可能性があります。

（３）介護施設の安全管理・健康管理・事故対策等について

当社が運営する介護サービスの利用者様は高齢者が多いことから、転倒や誤嚥等によってお客様の生命に関わる重大な事故に発展する可能性があります。また、グループホーム等においては、食事や入浴等の介護サービスが行われており、食中毒、集団感染等の危険度は相対的に高いと考えられます。

当社では介護手順や事故防止対策等について、従業員の訓練や業務マニュアルの整備・遵守を行っておりますが、万一、事故や食中毒等が発生し管理責任が問われた場合には、各施設における事業の存続に重大な影響を受け、当社全体の業績にも影響を与える可能性があります。

<その他>

J-Adviser との契約について

当社は、(株)東京証券取引所が運営を行なっております証券市場 TOKYO PRO Market の上場企業です。

当社ではフィリップ証券(株)を2016年４月22日の取締役会において、担当 J-Adviser に指定する事を決議し、2016年４月28日にフィリップ証券(株)との間で、担当 J-Adviser 契約(以下「当該契約」といいます。)を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行者情報の開示日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社(以下「甲」という。)が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券(株)(以下「乙」という。)は J-Adviser 契約(以下「本契約」という。)を即日無催告解除することができる。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、１年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して１年を経過する日(当該１年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該１年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間(以下この項において「猶予期間」という。)において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該１年を経過した日から起算して１年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合(乙が適当と認める場合に限る。)には、２年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して２年を経過する日(猶予期間の最終日の翌

日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日)までの期間内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度(甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度)に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。)を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日(事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日)

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。)

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のaないしcの全てに該当するものをいう。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

- (a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - (b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
 - c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと思われるものでないこと。
- ⑤ 事業活動の停止
- 甲が事業活動を停止した場合(甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう)又はこれに準ずる状態になった場合。
- なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。
- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日
 - (a) TOKYO PRO Market の上場株券等
 - (b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社(当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る)が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等
 - b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会(普通投資者総会を含む)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む)についての書面による報告を受けた日)。
 - c 甲が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合(③ b の規定の適用を受ける場合を除く。)は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。
- ⑥ 不適当な合併等
- 甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為(i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為)を行った場合で、当該上場会社が実質的な存続会社でない乙が認めた場合。
- ⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損
- 第三者割当により支配株主が異動した場合(当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。
- ⑧ 有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延
- 甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でない判断した場合。
- ⑨ 虚偽記載又は不適正意見等
- 次の a 又は b に該当する場合
- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
 - b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。)が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- ⑩ 法令違反及び上場規程違反等
- 甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。
- ⑪ 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を(株)東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫ 株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬ 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭ 指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮ 株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っているとして乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策(以下「ライツプラン」という。)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入(実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。)
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定(持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。)
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式(取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。)の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯ 全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰ 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは(株)東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り 1 ヶ月とする。)を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。

2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヵ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を(株)東京証券取引所に通知しなければならない。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当事業年度末日現在において判断したものであります。

(1)重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

なお、当社の採用する重要な会計方針は、第6【経理の状況】の〔注記事項〕（重要な会計方針）に記載しております。

(2)財政状態の分析

(流動資産)

当事業年度末における流動資産の残高は 2,530,782 千円で、前事業年度末に比べ 440,911 千円増加しております。現金及び預金の増加 548,329 千円が主な変動要因であります。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産の残高は 1,407,280 千円で、前事業年度末に比べ 278,347 千円増加しております。建物の増加 154,674 千円、構築物の増加 25,538 千円、土地の増加 44,096 千円が主な変動要因であります。

(流動負債)

当事業年度末における流動負債の残高は 1,902,456 千円で、前事業年度末に比べ 371,396 千円減少しております。工事未払金 345,568 千円の減少が主な変動要因であります。

(固定負債)

当事業年度末における固定負債の残高は 1,645,759 千円で、前事業年度末に比べ 1,073,184 千円増加しております。長期借入金の増加 1,151,047 千円が主な変動要因であります。

(純資産)

当事業年度末における純資産の残高は389,846千円で、前事業年度末に比べ17,469千円増加しております。当事業年度の当期純利益の計上により利益剰余金が17,469千円増加しました。

(3) 経営成績の分析

(売上高)

当事業年度における売上高は6,360,184千円(前年同期比5.2%減)となりました。売上高が減少した主な要因は、戸建住宅事業及び飲食事業において新型コロナウイルス感染症の拡大が大きく影響したことによるものです。

なお、当事業年度より、従来、売上高として計上していた外注協力金を売上原価のマイナスとして処理する方法に変更しており、当該会計方針の変更を反映した遡及修正後の数値で比較分析を行っております。

(売上総利益)

当事業年度における売上総利益は1,858,571千円(前期比3.4%増)となりました。売上総利益が増加した主な要因は、外注費など工事原価の減少によるものであります。

(販売費及び一般管理費)

当事業年度における販売費及び一般管理費は、1,838,217千円(前期比2.2%減)となりました。主な増減要因は、経営合理化などの施策による広告宣伝費等の経費削減であります。

(営業損益)

当事業年度における営業利益は20,353千円(前期は営業損失83,666千円)となりました。主な増減要因は、経営合理化などの施策による売上原価及び販売費及び一般管理費の減少によるものであります。

(経常損益)

当事業年度における経常利益は18,830千円(前期は経常損失85,512千円)となりました。主な増減要因は支払利息等の営業外費用が増加した一方で、助成金収入等の営業外収益の増加によるものです。

(当期純損益)

税引前当期純利益は18,428千円(前期は税引前当期純損失106,773千円)となり、当事業年度における当期純利益は17,469千円(前期は当期純損失109,648千円)となりました。

(4) キャッシュ・フローの分析

当事業年度におけるキャッシュ・フローの概況については、「1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(5) 経営者の問題意識と今後の方針について

「3 【対処すべき課題】」に記載しております。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

2020年3月には彦根展示場（滋賀県彦根市）を新規出店し、2020年5月には黒川東展示場（愛知県名古屋市中北区）から春日井展示場（愛知県春日井市）へ移転リニューアル、鈴鹿ショールーム（三重県鈴鹿市）を鈴鹿展示場（三重県鈴鹿市）へ移転拡大リニューアルを実施し、337,891千円を投資いたしました。

2【主要な設備の状況】

当社の主要な設備は、次のとおりであります。

2020年7月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数(名)
			建物、構築物	機械及び装置	車両運搬具、工具器具及び備品	土地(面積㎡)	リース資産	合計	
桑名本社 (三重県桑名市)	戸建住宅事業、その他	事務所、倉庫、ショールーム等	83,463	12,735	1,728	41,574 (2,113.59)	22,116	161,616	42(8)
草津展示場 (滋賀県草津市ABCハウジング草津住宅公園内)	戸建住宅事業	モデルハウス兼事務所	2,064	—	—	— (—)	31,298	33,362	3(1)
彦根展示場(彦根ベルロード住宅博内)	戸建住宅事業	モデルハウス兼事務所	52,470	—	—	— (—)	—	52,470	3(—)
鈴鹿展示場(中日新聞鈴鹿ハウジングセンター内)	戸建住宅事業	モデルハウス兼事務所	2,842	—	—	— (—)	44,071	46,913	7(—)
春日井展示場(名古屋ハウジングセンター春日井会場内)	戸建住宅事業	モデルハウス兼事務所	61,548	—	—	— (—)	—	61,548	4(1)
宙乃台所大安店 (三重県いなべ市)	飲食事業	店舗他	74,686	203	—	— (—)	—	74,889	4(13)

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 従業員数の()外数は、パートタイマー、アルバイトの人数で、年間の平均雇用人員を1日8時間、1ヶ月22日で換算しております。

3. 上記の他、主要な賃借している設備として、以下のものがあります。

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	年間賃借料 (千円)
大垣展示場(岐阜県大垣市大垣中日ハウジングセンター内)	戸建住宅事業	住宅展示場	12,540
津展示場(三重県津市中日新聞津ハウジングセンター内)	戸建住宅事業	住宅展示場	12,540
桑名展示場(三重県桑名市中日新聞桑名ハウジングセンター内)	戸建住宅事業	住宅展示場	12,312
鈴鹿展示場(中日新聞鈴鹿ハウジングセンター内)	戸建住宅事業	住宅展示場	2,160

(注)上記金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1)重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2)重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	事業年度末現在発行数(株) (2020年7月31日)	公表日現在発行数(株) (2020年10月30日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	6,000,000	4,390,000	1,610,000	1,610,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元株式数 100株
計	6,000,000	4,390,000	1,610,000	1,610,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2017年7月31日 (注)	110,000	1,610,000	27,500	57,500	27,500	507,500

(注) 2017年7月31日を払込期日として、第三者割当増資により110千株増加しました。

有償第三者割当110千株 発行価格500円 資本組入額250円

(6)【所有者別状況】

2020年7月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							計	単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	2	—	—	4	6	—
所有株式数(単元)	—	—	—	5,810	—	—	10,290	16,100	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	36.1	—	—	63.9	100	—

(7) 【大株主の状況】

2020年7月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に對 する所有株式 数の割合(%)
株式会社フロンティア	三重県桑名市多度町下野代 900番地	580,900	36.1
前野 一馬	三重県桑名市	409,900	25.4
前野 泰広	三重県桑名市	308,800	19.2
前野 圭亮	名古屋市緑区	300,300	18.7
浅野 豊美	岐阜県羽島市	10,000	0.6
フジ建材株式会社	三重県桑名市志知1100-2	100	0.0
計	—	1,610,000	100.0

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2020年7月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,610,000	16,100	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,610,000	—	—
総株主の議決権	—	16,100	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社では、株主に対する利益還元を経営上の基本理念として認識し、経営環境を鑑み、業績の推移状況及び中長期経営計画に基づき財務体質を勘案し、継続的かつ安定的に配当を実施することを基本方針としております。

当社は、毎年1月31日を基準日とする中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。この剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

なお、当事業年度の配当につきましては、内部留保資金の確保のため実施しておりません。内部留保資金につきましては、企業体質の強化、将来の事業展開のための資金等に充当してまいります。

今後の配当につきましては、財政状態、経営成績及び今後の事業計画を勘案し内部留保とのバランスを図りながらその実施を検討する所存であります。

4【株価の推移】

(1)【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第16期	第17期	第18期
決算年月	2018年7月	2019年7月	2020年7月
最高(円)	—	—	—
最低(円)	—	—	—

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2020年2月	2020年3月	2020年4月	2020年5月	2020年6月	2020年7月
最高(円)	—	—	—	—	—	—
最低(円)	—	—	—	—	—	—

5【役員状況】

男性9名 女性1名（女性比率—%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役社長	最高経営責任者	前野 一馬	1949年6月21日生	1967年3月 阿倉川工業所入社 1978年12月 個人事業者として、やまぜん開発を設立 1987年5月 (株)やまぜん開発設立、代表取締役就任 1989年1月 (株)太陽不動産設立(現(株)アプロワールド)代表取締役就任 1990年8月 (有)太陽設計(現(株)フロンティア)代表取締役就任(現任) 2003年6月 当社設立 代表取締役社長就任 2009年2月 (株)アプロワールド代表取締役退任 2010年10月 (株)Inspire Japan設立代表取締役就任 2016年5月 (株)Inspire Japan代表取締役退任 2016年7月 (有)安寿会取締役就任 2017年7月 (有)安寿会取締役退任 2018年3月 当社代表取締役社長兼最高経営責任者就任(現任)	(注) 1	990,800
取締役副社長執行役員	飲食事業部門・介護事業部門管掌	浅野 豊美	1962年12月14日生	1985年7月 (株)愛高建設入社 1999年7月 (株)やまぜん開発入社 2003年8月 当社に転籍 2010年10月 当社取締役就任 2011年10月 当社常務取締役就任 2017年7月 当社専務取締役就任 2018年3月 当社取締役専務執行役員就任 2019年8月 当社取締役副社長執行役員就任(現任)	(注) 1	10,000
取締役副社長執行役員	経営管理統括部門管掌	澤田 博明	1959年3月5日生	1979年4月 大同メタル工業(株)入社 2013年11月 中部カーサービス(株)入社 2017年7月 当社入社、管理部長就任 2018年2月 当社経営管理統括部長就任 2018年3月 当社取締役 経営管理統括部長就任 2019年8月 当社取締役副社長執行役員就任(現任)	(注) 1	—
取締役専務執行役員	分譲住宅事業部門・不動産事業部門管掌	前野 泰広	1977年2月5日生	1995年4月 (株)元木屋入社 2000年4月 (株)光和入社 2000年11月 (株)やまぜん開発入社 取締役就任 2002年3月 (株)アプロワールド入社 2003年6月 当社取締役就任 2003年8月 (株)アプロワールド取締役就任 2009年2月 同社代表取締役就任 2009年2月 当社常務取締役就任 2017年7月 当社取締役専務執行役員就任(現任) 2018年3月 (株)アプロワールド代表取締役社長就任(現任) 2019年6月	(注) 1	308,800
取締役専務執行役員	注文住宅事業部門管掌	国分 嘉美	1962年12月22日生	1986年3月 (株)コックス入社 1987年10月 (株)一条工務店入社 2013年2月 当社入社 2013年4月 当社三重営業所長就任 2017年7月 当社取締役就任 2018年2月 当社第三住宅事業部長就任 2018年3月 当社取締役辞任 上席執行役員就任 2019年8月 当社専務執行役員 注文住宅事業部長就任 2019年10月 当社取締役専務執行役員 注文住宅事業部長就任(現任)	(注) 1	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有 株式数 (株)
常勤 監査役	—	大橋 孝	1951年8月26日生	1975年4月 2000年1月 2000年7月 2004年10月 2012年9月 2018年6月 2018年8月 2019年10月	日興証券(株)入社 アイラック(株)入社 (株)日本テレネット入社 東海東京証券(株)入社 (株)マキテック入社 当社入社 当社内部監査室長就任 当社常勤監査役就任(現任)	(注) 2	—
社外 監査役	—	佐野 正人	1953年3月10日生	2006年12月 2020年3月	佐野公認会計士事務所所長就任(現任) 当社社外監査役就任(現任)	(注) 2	—
社外 監査役	—	佐藤 孝之	1946年8月24日生	1975年5月 2005年6月 2020年3月	イワクラゴールデンホーム(株)入社 同社代表取締役社長就任 当社社外監査役就任(現任)	(注) 2	—

- (注) 1. 取締役の任期は、2020年7月期に係る定時株主総会の終結の時から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する2022年7月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
2. 監査役の任期は、2017年7月期に係る定時株主総会の終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する2021年7月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。なお、任期途中に退任する監査役の後任として選任される監査役の任期は、当社定款の規定により当該退任監査役の任期満了の時までとなります。
3. 取締役前野泰広は、代表取締役社長前野一馬の長男であります。
4. 代表取締役社長前野一馬の所有株式数は、(株)フロンティアが所有する株式数580,900株を含めた実質所有株式数を記載しております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営環境が急変する現代社会において、企業が安定的に成長し続けていくためには、適正利益と適正規模でバランス経営を目指す健全性、人材の育成と獲得による資源の確保、お客様に満足頂けるサービスの提供が必要最低限と認識しております。コーポレート・ガバナンスの実効性を高め、法令遵守を徹底していただける会社こそ、社会環境から求められる企業であり、ステークホルダーの皆様へ公正な経営情報を、適時かつ正確に開示してまいります。

①会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

a. 取締役会

当社の取締役会は、5名で構成され、経営に関する重要事項を決定し、取締役の業務執行を監督しております。また執行役員制度を導入しており、意思決定の迅速化を図るため執行役員に権限委譲を行っております。取締役会は原則毎月1回、その他必要に応じて臨時に開催しております。

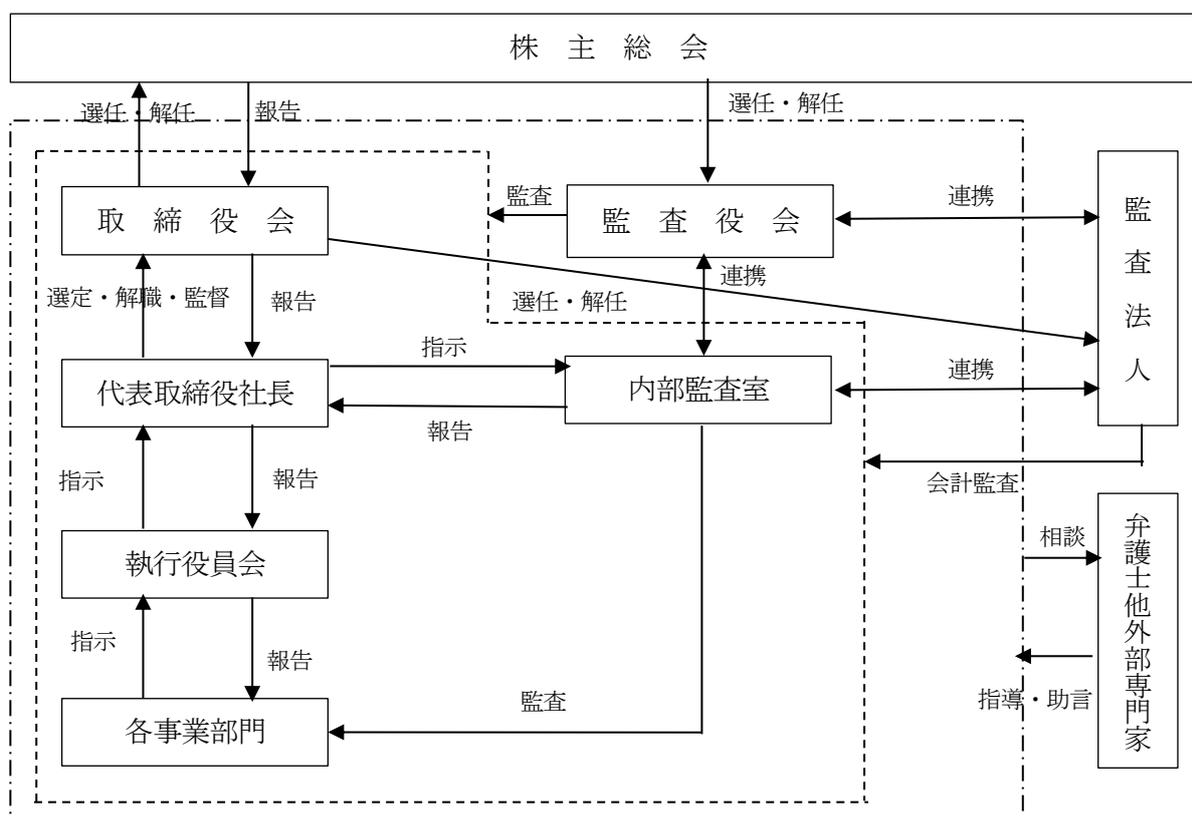
b. 執行役員会

当社の執行役員会は10名で構成され、取締役会で定められた重要な業務執行の審議、決定しております。執行役員会は原則毎月一回開催、その他必要に応じて臨時に開催しております。

c. 監査役会

当社の監査役会は、常勤監査役1名と社外監査役を2名の3名で構成され、監査役会を原則毎月1回、その他必要に応じて臨時に開催しております。また、監査役全員は取締役会に、また常勤監査役は執行役員会をはじめ重要会議に出席し、取締役及び執行役員の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

d. 当社の経営上の意思決定、業務執行、監査及び内部統制の仕組みは、下記のとおりであります。



e. 内部統制システムの整備の状況

当社は、職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

イ. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- i. 取締役が法令・定款および当社の経営理念を遵守することが企業経営における最優先事項と位置づけ、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、「コンプライアンス管理規程」等を定めるものとします。
- ii. コンプライアンスの徹底をはかるため、担当取締役を任命し管理監督を行います。
- iii. 取締役は、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合、取締役会に報告するものとします。
- iv. コンプライアンスの担当取締役は業務執行部門の責任者を部門責任者として配置し、事務局との連携により、実効性の確保に努めます。
- v. 取締役は、適正な財務報告書を作成することが社会的信用の維持・向上のために極めて重要であることを認識し財務報告の適性を確保するため、財務報告書の作成過程において虚偽記載ならび誤故障が生じないように実効性のある内部統制を構築します。
- vi. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応します。

ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- i. 「文書管理規程」に基づき、管理責任者は次の各号に定める文書（電磁的記録を含む。以下同じ）を関連資料とともに保存します。
 - ・株主総会議事録
 - ・取締役会議事録
 - ・その他取締役の職務執行に関する重要な文書
- ii. 前号の他、会社業務に関する文書の保存及び管理についても「文書管理規程」に基づき適正に保存・管理します。
- iii. 当社が保存または管理する電磁的記録については、「情報セキュリティー管理規程」に基づきセキュリティーを確保し、情報の破損や外部への流出を防止します。
- iv. 取締役は各業務執行部門が保存及び管理する情報を必要に応じ、取締役会に報告させることが出来るものとします。

ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- i. リスク管理は、「リスク管理規程」に基づき全社として一貫した方針の下に、効果的かつ総合的に実施します。
- ii. 事業部門は、その担当事業に関するリスクを選定したうえで、具体的な対応方針および対策を決定し、適切にリスク管理を実施します。
- iii. スタッフ部門は、その担当事項に関するリスク把握に努め、優先的に対応すべきリスクを選定したうえで、具体的な対応方針および対策を決定し、リスク管理を適切に実施するとともに、担当事項に関して事業部門が行うリスク管理を横断的に支援します。
- iv. 事業部門およびスタッフ部門は、自部門の業務の適正または効率的な遂行が阻害されるリスクを洗い出し、適切にリスク管理を実施します。
- v. 内部監査室は、事業部門およびスタッフ部門が実施するリスク管理が体系的かつ効果的に行われるよう必要な支援、調整および指示を行います。
- vi. 経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、執行役員において十分な審議を行うほか、特に重要なものについては取締役会において報告します。
- vii. 内部監査室は、リスク管理体制およびリスク管理の実施状況について監査を行います。

ニ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- i. 取締役会は権限分配を含めた効率的な業務遂行システムを構築し、職務執行の効率化・迅速化を図ります。
- ii. 業務運営に関する個別経営課題については、実務的な観点から常勤の取締役、重要な部門長によって構成される執行役員会において審議します。経営に関する重要事項については、その審議を経て取締役会

において職務の執行の決定を行います。

iii. 職務執行に係る権限の委譲に関する規程を定め、必要な手続きを経て承認を得た範囲内で権限委譲を行うことにより、取締役の職務執行の効率化を図ります。

ホ. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- i. 財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行います。
- ii. 当社の各部門は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努めます。

ヘ. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制

取締役および使用人は、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行います。

ト. 監査役が監査を実効的に行われることを確保するための体制

- i. 監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席します。
- ii. 監査役は、随時経理システム等の社内情報システムの情報を報告させることができるものとします。
- iii. 監査役は、月 1 回定時に監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、監査実施状況等について情報交換および協議を行うとともに、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行います。監査役が職務の執行のために合理的な費用の支払いを求めたときは、これに応じます。

f. 内部監査及び監査役監査の状況

当社の内部監査は、組織上、内部監査室を設置し、各事業部門の業務を監査することとしております。各事業部門の監査結果並びに改善点につきましては、代表取締役社長に対し報告書並びに改善要望書を提出する体制をとっており、改善状況について後日フォローアップにより確認しております。なお、2020 年 7 月期におきましては、前内部監査室長の常勤監査役への就任後、内部監査室長を選任できずに適切な内部監査の実施に支障がありましたが、2021 年 7 月期は内部監査室長が選任され、上述の内部監査を実施できる体制となっております。

監査役監査は、監査役全員が取締役会に、常勤監査役が執行役員会をはじめ重要会議に出席し、適宜必要な意見を述べるとともに、常勤監査役は業務執行上の重要書類等の確認、取締役との面談等を行い、その結果を監査役会に報告する体制をとっております。また、監査法人とも適時面談を行い、連携して監査の質的向上に努めております。

g. 会計監査

当社は、監査法人コスモスと監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 128 条第 3 項の規定に基づき監査を受けております。なお 2020 年 7 月期において監査を執行した公認会計士は新開智之氏、小室豊和氏の 2 名であり、いずれも継続監査年数は 7 年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士 5 名その他 5 名であります。なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

②リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク管理の主管部署として人事総務室が情報の一元化を行っております。また、当社は企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするための助言・指導を受ける体制をとっております。

③役員報酬の内容

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	ストック オプション	
取締役(社外取締役を除く)	55,000	55,000	—	—	5
監査役(社外監査役を除く)	5,855	5,855	—	—	2
社外役員	5,920	5,920	—	—	5

④取締役及び監査役の定数

当社の取締役は10名以内、監査役は3名以内とする旨を定款で定めております。

⑤取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑥株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑦取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠った取締役(取締役であったものを含む。)及び、監査役(監査役であったものを含む)の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。

⑧自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑨中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の定めに基づき、取締役会の決議により中間配当をすることが出来る旨を定款に定めております。

⑩株式の保有状況

該当事項はありません。

(2)【監査報酬の内容等】

①【監査法人に対する報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
9,000	—	12,000	—

②【その他重要な報酬の内容】

(最近事業年度)

該当事項はありません。

③【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(最近事業年度)

該当事項はありません。

④【監査報酬の決定方針】

当社の事業規模、監査人数、監査日数等を勘案し、監査役会の同意を得た上で監査報酬額を決定しております。

第6【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき、同規則及び「建設業法施行規則」(昭和24年建設省令第14号)により作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当事業年度(2019年8月1日から2020年7月31日まで)の財務諸表について、監査法人コスモスにより監査を受けております。

3 連結財務諸表について

当社は子会社を有しておりますが、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)の第5条第2項により、子会社の資産、売上高からみて、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	0.4%
売上高	0.2%
利益基準	△160.9%
利益剰余金基準	19.9%

※利益基準及び利益剰余金基準による割合は当事業年度末において一時的に増加したものであり、重要性はないものと認識しております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位:千円)

	前事業年度 (2019年7月31日)		当事業年度 (2020年7月31日)	
資産の部				
流動資産				
現金及び預金	※2	241,163	※2	789,492
売掛金		8,821		6,120
完成工事未収入金		1,902		638
販売用不動産	※2	1,070,225	※2	980,876
未成工事支出金		594,112		452,670
原材料及び貯蔵品		13,226		10,195
前渡金		114,208		201,506
前払費用		19,784		17,776
未収入金		24,863		33,709
その他		1,564		37,796
流動資産合計		2,089,871		2,530,782
固定資産				
有形固定資産				
建物(純額)	※1,2	534,431	※1,2	689,105
構築物(純額)	※1	45,250	※1	70,788
機械及び装置(純額)	※1	22,538	※1	24,712
車両運搬具(純額)	※1	292	※1	7
工具、器具及び備品(純額)	※1	11,744	※1	12,855
土地	※2	121,856	※2	165,952
リース資産(純額)	※1	153,569	※1	143,316
建設仮勘定		52,749		33,546
有形固定資産合計		942,433		1,140,286
無形固定資産				
のれん		8,796		6,944
ソフトウェア		8,741		11,675
その他		6,679		6,202
無形固定資産合計		24,217		24,822
投資その他の資産				
関係会社株式		1,763		1,763
関係会社出資金		3,000		3,000
差入保証金		62,448		71,897
繰延税金資産		21,629		21,718
その他		73,440		143,791
投資その他の資産合計		162,281		242,171
固定資産合計		1,128,933		1,407,280
資産合計		3,218,804		3,938,062

(単位:千円)

	前事業年度 (2019年7月31日)	当事業年度 (2020年7月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	14,743	11,621
工事未払金	611,665	266,097
短期借入金	※2 572,710	※2 490,352
1年内償還予定の社債	70,000	70,000
1年内返済予定の長期借入金	※2 109,288	※2 172,404
リース債務	57,428	50,023
未払金	62,567	60,269
未払費用	38,025	42,984
未払法人税等	3,566	3,593
未払消費税等	30,139	31,709
預り金	54,949	27,722
未成工事受入金	629,393	657,076
前受金	451	200
賞与引当金	18,924	18,400
流動負債合計	2,273,852	1,902,456
固定負債		
社債	105,000	35,000
長期借入金	※2 320,306	※2 1,471,353
リース債務	101,701	95,375
長期未払金	27,452	16,285
預り保証金	3,248	3,893
資産除去債務	14,866	23,852
固定負債合計	572,575	1,645,759
負債合計	2,846,427	3,548,216
純資産の部		
株主資本		
資本金	57,500	57,500
資本剰余金		
資本準備金	507,500	507,500
資本剰余金合計	507,500	507,500
利益剰余金		
その他利益剰余金		
別途積立金	70,000	70,000
繰越利益剰余金	△262,623	△245,153
利益剰余金合計	△192,623	△175,153
株主資本合計	372,376	389,846
純資産合計	372,376	389,846
負債純資産合計	3,218,804	3,938,062

②【損益計算書】

(単位:千円)

	前事業年度 (自 2018年 8月 1日 至 2019年 7月 31日)		当事業年度 (自 2019年 8月 1日 至 2020年 7月 31日)	
売上高				
完成工事高		6,009,095		5,761,371
兼業事業売上高		701,137		598,812
売上高合計		6,710,233		6,360,184
売上原価				
完成工事原価		4,732,857		4,357,761
兼業事業売上原価		181,111		143,851
売上原価合計		4,913,969		4,501,613
売上総利益		1,796,264		1,858,571
販売費及び一般管理費	※1	1,879,930	※1	1,838,217
営業利益又は営業損失(△)		△83,666		20,353
営業外収益				
受取利息		47		8
受取配当金		1		4
受取保険金		11,872		7,429
受取手数料		3,496		6,950
助成金収入		536		11,051
その他		9,405		7,979
営業外収益合計		25,359		33,423
営業外費用				
支払利息		26,432		33,336
社債利息		616		433
その他		157		1,176
営業外費用合計		27,206		34,946
経常利益又は経常損失(△)		△85,512		18,830
特別損失				
固定資産除却損	※2	2,326	※2	402
減損損失	※3	18,934		—
特別損失合計		21,260		402
税引前当期純利益又は 税引前当期純損失(△)		△106,773		18,428
法人税、住民税及び事業税		3,505		3,593
法人税等還付税額		—		△2,544
法人税等調整額		△630		△89
法人税等合計		2,875		958
当期純利益又は当期純損失(△)		△109,648		17,469

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)		当事業年度 (自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I 完成工事原価					
1 材料費		1,043,704	21.2	1,126,183	25.0
2 外注費		2,697,055	54.9	2,261,599	50.2
3 経費 (うち人件費)		211,050 (183,559)	4.3 (3.7)	247,174 (200,683)	5.5 (4.5)
完成工事原価合計		3,951,809	80.4	3,634,957	80.7
II 不動産事業等売上原価		781,048	15.9	722,804	16.1
III 兼業事業売上原価		181,111	3.7	143,851	3.2
売上原価合計		4,913,969	100.0	4,501,613	100.0

(注) 原価計算の方法は、個別原価計算であります。

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)

(単位：千円)

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
				別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	57,500	507,500	507,500	70,000	△152,974	△82,974	482,025	482,025
当期変動額								
当期純損失(△)					△109,648	△109,648	△109,648	△109,648
当期変動額合計	—	—	—	—	△109,648	△109,648	△109,648	△109,648
当期末残高	57,500	507,500	507,500	70,000	△262,623	△192,623	372,376	372,376

当事業年度(自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)

(単位：千円)

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
				別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	57,500	507,500	507,500	70,000	△262,623	△192,623	372,376	372,376
当期変動額								
当期純利益					17,469	17,469	17,469	17,469
当期変動額合計	—	—	—	—	17,469	17,469	17,469	17,469
当期末残高	57,500	507,500	507,500	70,000	△245,153	△175,153	389,846	389,846

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)	当事業年度 (自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	△106,773	18,428
減価償却費	130,144	135,915
減損損失	18,934	—
賞与引当金の増減額(△は減少)	5,810	△524
受取利息及び受取配当金	△47	△12
支払利息	27,049	33,770
固定資産除却損	2,326	402
売上債権の増減額(△は増加)	△1,530	3,964
販売用不動産の増減額(△は増加)	21,756	△136,116
未成工事支出金の増減額(△は増加)	119,617	141,442
原材料及び貯蔵品の増減額(△は増加)	△3,441	3,030
前渡金の増減額(△は増加)	7,278	△87,298
長期前払費用の増減額(△増加)	△6,038	△39,536
仕入債務の増減額(△は減少)	46,433	△175,802
未払金の増減額(△は減少)	△10,462	9,344
未成工事受入金の増減額(△は減少)	△149,342	27,432
預り金の増減額(△は減少)	14,381	△27,226
その他	17,776	△33,359
小計	133,869	△126,145
利息及び配当金の受取額	47	12
利息の支払額	△27,049	△33,111
法人税等の支払額	△3,177	△1,021
営業活動によるキャッシュ・フロー	103,690	△160,266
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△3,305	△14,604
定期預金の払戻による収入	10,800	—
有形固定資産の取得による支出	△78,454	△259,855
無形固定資産の取得による支出	△16,590	△8,948
貸付けによる支出	△10,273	—
貸付金の回収による収入	17,224	—
保証金の差入による支出	△2,380	△8,749
保証金の返還による収入	1,634	—
保険積立金の積立による支出	△6,603	△6,603
その他	△100	40
投資活動によるキャッシュ・フロー	△88,048	△298,721

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)	当事業年度 (自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(△は減少)	△54,492	△82,358
長期借入れによる収入	210,393	1,337,400
長期借入金の返済による支出	△233,246	△123,236
社債の償還による支出	△70,000	△70,000
リース債務の返済による支出	△52,527	△60,498
セール・アンド・リースバックによる収入	—	45,596
割賦債務の返済による支出	△16,433	△18,911
財務活動によるキャッシュ・フロー	△216,305	1,027,992
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△200,664	569,004
現金及び現金同等物の期首残高	394,228	193,564
現金及び現金同等物の期末残高	193,564	762,568

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 関係会社株式及び関係会社出資金

移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 販売用不動産

個別法による原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 未成工事支出金

個別法による原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)を採用しております。

(3) 原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、2016年3月31日以前に取得した建物(建物附属設備を除く)及び2016年4月1日以降に取得した建物及び構築物は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5～34年
構築物	7～50年
機械及び装置	3～15年
車両運搬具	2～6年
工具、器具及び備品	2～20年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

均等償却を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度内の算定期間に基づき計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当期末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を適用し、その他の工事契約については、工事完成基準を適用しております。

6. のれんの償却方法及び償却期間

のれんは5年の定額法により償却しております。

7. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取引日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

8. その他財務諸表作成のための基本となる事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税等は当事業年度の費用として処理しています。

② 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(会計処理方法の変更)

当事業年度より、経営環境の変化に対応してより精緻な工事原価の計算を行うために、当下期において原価部門の見直しを実施するとともに工事原価集計内容を見直しております。これに伴い工事原価の発生内容を見直すことで、経営成績をより適切に表示するべく、従来、売上高として計上していた外注協力金を売上原価のマイナスとして処理する方法に変更しております。

当該会計処理の変更は遡及適用され、前事業年度については遡及適用後の財務諸表となっております。

この結果、遡及適用前と比較して、前期の売上高及び売上原価が62,230千円減少しております。その結果、営業利益、経常利益、当期純利益への影響及び期首の純資産への累積的影響はありません。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年7月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、現時点で評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下、「時価算定会計基準等」という。）が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
 - ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産
- また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年7月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、現時点で評価中であります。

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）

(1) 概要

当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とするものです。

(2) 適用予定日

2021年7月期の年度末より適用予定であります。

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実について検討することが提言されたことを受け、企業会計基準委員会において、所要の改正を行い、会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準として公表されたものであります。

なお、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実を図るに際しては、関連する会計基準等の定めが明らかな場合におけるこれまでの実務に影響を及ぼさないために、企業会計原則注解（注1-2）の定めを引き継ぐこととされております。

(2) 適用予定日

2021年7月期の年度末より適用予定であります。

(表示方法の変更)

損益計算書関係

前事業年度において、営業外収益の「その他」に含めておりました「助成金収入」は、営業外収益の100分の10を超えたため、当事業年度より独立して表示しております。この表示の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、営業外収益の「その他」に表示していた9,942千円は、「助成金収入」536千円、「その他」9,405千円として組み替えております。

キャッシュ・フロー計算書関係

前事業年度において、営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めておりました「前渡金の増減額」、「長期前払費用の増減額」、「預り金の増減額」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立して表示しております。この表示の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度のキャッシュ・フロー計算書において、営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に表示していた 33,396 千円は、「前渡金の増減額」7,278 千円、「長期前払費用の増減額」△6,038 千円、「預り金の増減額」14,381 千円、「その他」17,776 千円として組み替えております。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により会計上の見積りが困難な状況にありますが、固定資産の減損会計及び繰延税金資産の回収可能性等の見積りについては、一定期間にわたり新型コロナウイルス感染症の影響が継続しつつもやがて収束し、経済も回復に向かうという仮定に基づいて会計上の見積りを行っております。

なお、この仮定は不確実性が高いため、収束が大幅に遅延し、影響が長期化した場合には、将来において財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2019年7月31日)	当事業年度 (2020年7月31日)
減価償却累計額	778,638 千円	894,024 千円

※2 担保に供している資産及び担保付債務

	前事業年度 (2019年7月31日)	当事業年度 (2020年7月31日)
現金及び預金	46,999 千円	45,485 千円
販売用不動産	496,818	612,158
建物	276,520	253,118
土地	118,507	161,803
合計	938,846	1,072,564

(上記に対応する債務)

	前事業年度 (2019年7月31日)	当事業年度 (2020年7月31日)
短期借入金	563,710 千円	490,352 千円
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金も含む)	422,594	1,207,154
合計	986,304	1,697,506

(損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)	当事業年度 (自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)
役員報酬	45,680千円	66,775千円
給料手当	538,327	514,863
賞与	86,339	58,911
法定福利費	121,527	111,139
減価償却費	118,789	130,523
賃借料	175,829	185,410
支払手数料	57,550	71,792
広告宣伝費	142,512	107,694
賞与引当金繰入額	14,432	16,154

販売費に属する費用のおおよその割合は、前事業年度15%、当事業年度15%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は、前事業年度85%、当事業年度85%であります。

※2 固定資産除却損の主な内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)	当事業年度 (自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)
建物	822千円	—千円
構築物	345	402
ソフトウェア	1,158	—
合計	2,326	402

※3 減損損失の内容は、次のとおりであります。

前事業年度(自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)

場所	用途	種類	減損損失
愛知県半田市	事業用資産	建物、工具、器具及び備品、長期前払費用	18,934千円

当社は、減損の兆候を判定するに当たっては、原則として店舗資産単位を資産グループとしてグルーピングしております。店舗資産について、収益性の低下により店舗資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、当資産グループの回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローが見込めないため、使用価値をゼロとみなしております。

当事業年度(自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	1,610,000	—	—	1,610,000
合計	1,610,000	—	—	1,610,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	1,610,000	—	—	1,610,000
合計	1,610,000	—	—	1,610,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)	当事業年度 (自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)
現金及び預金勘定	241,163千円	789,492千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△47,599	△26,924
現金及び現金同等物	193,564	762,568

(リース取引関係)

前事業年度(自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)

ファイナンス・リース取引(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主として展示場における、建物等であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

当事業年度(自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)

ファイナンス・リース取引(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主として展示場における、建物等であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等の金融機関からの借入及び新株発行による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金等は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権の売掛金等については、経常的に発生しており、担当者が所定の手続きに従い、債権回収の状況を定期的にモニタリング実施し、支払遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

特に金額等の重要性が高い取引については、取締役会において、取引実行の決定や回収状況の報告などを行っております。

②資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

買掛金及び工事未払金については月次単位での支払予定を把握するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された

価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

前事業年度(自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)現金及び預金	241,163	241,163	—
(2)売掛金	8,821	8,821	—
(3)完成工事未収入金	1,902	1,902	—
(4)未収入金	24,863	24,863	—
資産計	276,750	276,750	—
(1)買掛金	14,743	14,743	—
(2)工事未払金	611,665	611,665	—
(3)短期借入金	572,710	572,710	—
(4)長期借入金(1年内返済予定を含む)	429,594	437,175	7,580
(5)社債(1年内償還予定を含む)	175,000	175,365	365
(6)リース債務(1年内返済予定を含む)	159,129	162,030	2,901
負債計	1,962,843	1,973,690	10,847

当事業年度(自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)現金及び預金	789,492	789,492	—
(2)売掛金	6,120	6,120	—
(3)完成工事未収入金	638	638	—
(4)未収入金	33,709	33,709	—
資産計	829,960	829,960	—
(1)買掛金	11,621	11,621	—
(2)工事未払金	266,097	266,097	—
(3)短期借入金	490,352	490,352	—
(4)長期借入金(1年内返済予定を含む)	1,643,758	1,642,434	△1,323
(5)社債(1年内償還予定を含む)	105,000	105,152	152
(6)リース債務(1年内返済予定を含む)	145,398	145,087	△311
負債計	2,662,228	2,660,746	△1,482

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 売掛金、(3) 完成工事未収入金、(4) 未収入金

貸借対照表計上額は、帳簿価額から、これに対応する貸倒引当金を控除した後の金額を記載しております。また、貸倒引当金は担保及び保証による回収見込額等に基づき計上しており、貸倒引当金控除後の帳簿価額と近似していることから、当該価額によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 工事未払金、(3) 短期借入金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金(1年内返済予定を含む)、(5) 社債(1年内償還予定を含む)、

(6) リース債務(1年内返済予定を含む)

これらの時価は、元利金の合計額を、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前事業年度 (2019年7月31日)	当事業年度 (2020年7月31日)
関係会社株式	1,763	1,763
関係会社出資金	3,000	3,000
差入保証金	62,448	71,897
合計	67,212	76,661

これらについては、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記の表に含めておりません。

(注) 3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	241,163	—	—	—
売掛金	8,821	—	—	—
完成工事未収入金	1,902	—	—	—
未収入金	24,863	—	—	—
合計	276,750	—	—	—

当事業年度(自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	789,492	—	—	—
売掛金	6,120	—	—	—
完成工事未収入金	638	—	—	—
未収入金	33,709	—	—	—
合計	829,960	—	—	—

(注) 4. 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

前事業年度(自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
短期借入金	572,710	—	—	—
長期借入金(1年内返済予定を含む)	109,288	253,159	67,146	—
社債(1年内償還予定を含む)	70,000	105,000	—	—
リース債務(1年内返済予定を含む)	57,428	101,701	—	—
合計	809,426	459,860	67,146	—

当事業年度(自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
短期借入金	490,352	—	—	—
長期借入金(1年内返済予定を含む)	172,404	832,318	639,035	—
社債(1年内償還予定を含む)	70,000	35,000	—	—
リース債務(1年内返済予定を含む)	50,023	95,376	—	—
合計	782,780	962,694	639,035	—

(有価証券関係)

前事業年度(自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)

子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額は関係会社株式 1,763千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)

子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額は関係会社株式 1,763千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型の制度として、中小企業退職金共済法に基づく中小企業退職金制度に加入しております。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への拠出額は、前事業年度 4,854 千円、当事業年度 6,114 千円であります。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年7月31日)	当事業年度 (2020年7月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	6,356千円	6,314千円
販売用不動産評価損	86,579	67,633
売上原価	23,915	14,366
販売費及び一般管理費	27,619	28,217
未払費用	855	2,538
関係会社株式評価損	2,766	2,826
減価償却超過額	40,325	16,860
繰延資産償却超過額	262	515
資産除去債務	4,993	8,185
繰越欠損金	136,911	183,693
その他	1,367	1,177
繰延税金資産小計	331,955	332,331
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当金(注)	△119,481	△166,366
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△187,131	△137,249
評価性引当額小計	△306,612	△303,615
繰延税金資産合計	25,343	28,716
繰延税金負債		
資産除去費用	△3,011	△6,295
圧縮積立金	△702	△702
繰延税金負債合計	△3,713	△6,997
繰延税金資産純額	21,629	21,718

(注) 1. 評価性引当額が 2,997 千円減少しております。販売用不動産評価損、売上原価等に関する将来減算一時差異等が解消し 49,882 千円減少した一方で、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が 46,885 千円の増加したことによるものであります。

(注) 2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額
前事業年度 (2019年7月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金 (※1)	—	—	4,686	3,834	33,125	95,266	136,911
評価性引当額	—	—	—	—	△24,215	△95,266	△119,481
繰延税金資産	—	—	4,686	3,834	8,910	—	(※2) 17,430

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(※2) 税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産について、将来の収益力に基づく課税所得見込みを考慮した結果、回収可能と判断しております。

当事業年度 (2020年7月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金 (※1)	—	4,686	3,834	33,125	33,791	108,255	183,693
評価性引当額	—	—	—	△24,318	△33,791	△108,255	△166,366
繰延税金資産	—	4,686	3,834	8,807	—	—	(※2) 17,327

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(※2) 税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産について、将来の収益力に基づく課税所得見込みを考慮した結果、回収可能と判断しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年7月31日)	当事業年度 (2020年7月31日)
法定実効税率	税引前当期純損失を計上	34.32%
住民税均等割	しているため、記載を省	19.50%
法人税等還付税額	略しております。	△13.80%
評価性引当額の増減		△35.67%
その他		0.85%
税効果会計適用後の法人税等の負担率		5.20%

(持分法損益等)

前事業年度(自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

事業所等の土地賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る義務を、また、住宅展示場のリース契約に基づき、賃借期間終了時に賃借建物を解体する義務等を有しているため、当該義務に関し資産除去債務を計上しています。

また、ハウジングセンター等の建物賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る義務を資産除去債務として認識していますが、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、建物賃貸借契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっています。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は5年から9年、割引率は0.0%から0.2%を採用しています。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)	当事業計年度 (自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)
期首残高	8,862 千円	14,866 千円
資産除去債務の発生に伴う増加額	5,989	8,969
時の経過による調整額	15	16
期末残高	14,866	23,852

(賃貸等不動産関係)

前事業年度(自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

当事業年度(自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するため、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

(2) 報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

「戸建住宅事業」は、主に戸建住宅及び注文住宅の施工及び販売と不動産の売買を行っております。

「飲食事業」は、主に外食店舗の運営等を行っております。

「その他事業」は、グループホーム等の運営を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、財務諸表を作成するために採用される会計処理の原則及び手続に準拠した方法であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

(会計処理方法の変更)

「会計処理方法の変更」に記載のとおり、当事業年度より、従来、売上高として計上していた外注協力金を売上原価のマイナスとして処理する方法に変更しております。

当該会計処理の変更は遡及適用され、前事業年度については遡及適用後のセグメント数値となっております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前事業年度(自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			合 計
	戸建住宅事業	飲食事業	その他事業	
売上高				
外部顧客への売上高	6,057,409	485,198	167,626	6,710,233
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—
計	6,057,409	485,198	167,626	6,710,233
セグメント損失(△)	△49,482	△20,797	△13,386	△83,666
セグメント資産	2,689,361	364,569	164,873	3,218,804
その他の項目				
減価償却費	94,567	30,252	5,325	130,144
有形固定資産及び無形 固定資産の増加額	176,434	1,721	9,259	187,415

当事業年度(自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			合 計
	戸建住宅事業	飲食事業	その他事業	
売上高				
外部顧客への売上高	5,807,435	371,084	181,664	6,360,184
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—
計	5,807,435	371,084	181,664	6,360,184
セグメント利益又は損失(△)	76,574	△41,200	△15,020	20,353
セグメント資産	3,284,325	362,892	290,844	3,938,062
その他の項目				
減価償却費	100,287	27,416	8,211	135,915
有形固定資産及び無形 固定資産の増加額	229,905	13,800	94,185	337,891

【関連情報】

前事業年度(自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度(自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)

飲食事業において、焼肉ダイニングだるま苑の閉店に伴い店舗設備の固定資産全額について、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、減損損失18,934千円を計上いたしました。

当事業年度(自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)

	戸建住宅事業	飲食事業	その他事業	合計
当期償却額	—	—	462	462
当期末残高	—	—	8,796	8,796

当事業年度(自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)

	戸建住宅事業	飲食事業	その他事業	合計
当期償却額	—	—	1,851	1,851
当期末残高	—	—	6,944	6,944

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)

関連当事者との取引

該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)

関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の役員及び主要株主

(単位：千円)

種類	氏名	職業	議決権の所有	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員	前野一馬	当社代表取締役社長	被所有 直接25.4%	債務被保証	当社銀行借入に対する債務被保証	350,000	—	344,448

取引条件及び取引条件の決定方針

(注) 当社は、銀行借入に対して代表取締役社長 前野一馬より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)	当事業年度 (自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)
1株当たり純資産額	231円28銭	1株当たり純資産額 242円14銭
1株当たり当期純損失(△)	△68円10銭	1株当たり当期純利益 10円85銭

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)	当事業年度 (自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)		
当期純利益又は当期純損失 (△)(千円)	△109,648	17,469
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益又は 当期純損失(△)(千円)	△109,648	17,469
普通株式の期中平均株式数(株)	1,610,000	1,610,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

区分	資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引 当期末残高 (千円)
有形 固定資産	建物	920,343	204,985	—	1,125,328	436,222	50,311	689,105
	構築物	97,135	31,842	402	128,575	57,787	5,901	70,788
	機械及び装置	41,894	10,737	—	52,631	27,919	8,562	24,712
	車両運搬具	8,747	345	—	9,092	9,084	630	7
	工具、器具及び備品	118,522	5,827	—	124,349	111,494	4,716	12,855
	土地	121,856	44,095	—	165,952	—	—	165,952
	リース資産	354,779	40,054	—	394,833	251,517	50,307	143,316
	建設仮勘定	52,749	248,454	267,657	33,546	—	—	33,546
	計	1,716,025	586,343	268,060	2,034,309	894,024	120,430	1,140,286
無形 固定資産	のれん	—	—	—	9,259	2,314	1,851	6,944
	ソフトウェア	—	—	—	19,550	7,875	2,924	11,675
	その他	—	—	—	6,758	555	66	6,202
	計	—	—	—	35,567	10,744	4,842	24,822
投資その 他の資産	長期前払費用	23,492	44,708	5,171	63,029	—	10,330	52,699
	計	23,492	44,708	5,171	63,029	—	10,330	52,699

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物：戸建住宅事業 春日井展示場 56,083千円、彦根展示場 47,588千円、ユニテハウス鈴鹿展示場 12,327千円
介護事業 グループホームゆのやま建物及び内装 79,688千円

リース資産：戸建住宅事業、鈴鹿展示場建物及び内装 45,590千円

(注) 2. 無形固定資産の金額が、資産の総額の100分の1以下であるため、無形固定資産の「当期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の欄の記載を省略しております。

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率(%)	担保	償還期限
第4回 無担保社債	2016年3月25日	60,000 (30,000)	30,000 (30,000)	0.20	なし	2021年3月25日
第5回 無担保社債	2016年9月26日	25,000 (10,000)	15,000 (10,000)	0.20	なし	2021年9月24日
第6回 無担保社債	2016年11月25日	25,000 (10,000)	15,000 (10,000)	0.32	なし	2021年11月25日
第7回 無担保社債	2017年7月27日	30,000 (10,000)	20,000 (10,000)	0.65	なし	2022年7月25日
第8回 無担保社債	2017年8月25日	35,000 (10,000)	25,000 (10,000)	0.33	なし	2022年8月25日
合計	—	175,000 (70,000)	105,000 (70,000)	—	—	—

(注) 1 () 内書きは、1年以内の償還予定額であります。

2 決算日後5年内における1年ごとの償還予定額は次のとおりであります。

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
70,000	30,000	5,000	—	—

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	572,710	490,352	2.5	—
1年以内に返済予定の長期借入金	109,288	172,404	1.6	—
1年以内に返済予定のリース債務	57,428	50,023	2.5	—
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	320,306	1,471,353	1.6	2021年～ 2030年
リース債務 (1年以内に返済予定のものを除く。)	101,701	95,376	2.5	2021年～ 2025年
その他有利子負債				
未払金(1年以内に返済予定の割賦未払金)	16,141	18,686	—	—
長期未払金(1年以内に返済予定のものを除く割賦未払金)	27,452	16,285	—	—
合計	1,205,026	2,314,479	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 割賦未払金については、割賦未払金に含まれる利息相当額を控除する前の金額で割賦未払金を貸借対照表に計上しているため、「平均利率」を記載しておりません。

3. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の決算日後5年間の返済予定額は以下の通りであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	118,339	376,778	127,659	209,541
リース債務	43,446	27,616	16,414	7,897
割賦未払金	11,128	2,809	1,548	800

【引当金明細表】

科目	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	18,924	18,400	18,924	—	18,400

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が、当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第125条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

1 流動資産

① 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	3,589
預金	
普通預金	610,350
通知預金	148,538
その他	27,013
小計	785,902
合計	789,492

② 売掛金

相手先	金額(千円)
VISAカード	2,662
JCBカード	1,070
その他	2,387
合計	6,120

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} - \frac{(B)}{366}$
8,821	151,371	154,072	6,120	96.1	18

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

③ 完成工事未収入金

相手先	金額(千円)
個人その他	638
合計	638

④ 販売用不動産

地域別	金額(千円)
三重県桑名市他	980,876
合計	980,876

⑤ 未成工事支出金

区分	金額(千円)
未成材料	140,776
未成外注費	289,163
未成経費	22,729
合計	452,670

⑥ 前渡金

相手先	金額(千円)
個人その他	201,506
合計	201,506

2 流動負債

① 買掛金

相手先	金額(千円)
㈱中庄商店	3,932
㈱海老正	1,529
㈱高瀬物産	1,206
その他	4,953
合計	11,621

② 工事未払金

相手先	金額(千円)
株セレックス	34,118
津田産業株	18,943
株山西	13,823
株マノモク	13,304
株メイゴー	12,278
その他	173,630
合計	266,097

③ 未成工事受入金

相手先	金額(千円)
個人その他	657,076
合計	657,076

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年8月1日から翌年7月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内
基準日	毎年7月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年7月31日 毎年1月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え 取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	該当事項はありません
単元未満株式の買取り 取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。 公告掲載 URL http://www.yamazen-k.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2020年10月30日

株式会社やまぜんホームズ
取締役会 御中

監査法人 コスモス

愛知県名古屋市

代表社員 公認会計士 新開 智之 ㊞
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 小室 豊和 ㊞

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社やまぜんホームズの2019年8月1日から2020年7月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社やまぜんホームズの2020年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役の実務責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の実務責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上